

教 務 旬 報

教務通信 第7号 令和3年6月30日

登校日数
55 / 199

令和3度山形県高等学校定通制課程 教科書等購入費補助金交付について

山形県では、働きながら定時制・通信制の課程で学ぶ生徒の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、令和3年度の履修に必要な教科書を購入した場合において、「山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）」により「予算の範囲内で」補助金を交付するとしています。（申請すると必ず補助金の交付を受けることができるということではありません）

条件等

- ◎ 対象は、教科書購入経費（副読本を除く）です。
- ◎ 就労実績（見込みではなく実績です）に関する条件は以下のとおりです。
「令和3年度において、150日以上かつ500時間以上就労した」
- ◎ 修得単位数については以下の条件です。
「入学2年目の生徒にあっては14単位以上、3年目以後の生徒にあっては28単位以上」

※ 疾病等やむを得ない事由により就労できない生徒であると本校校長が認める生徒であって、申請時点において、上記修得単位数の条件を満たす生徒についても申請が可能です。

教科書購入費の補助は、あくまでも「希望者が申請して」交付されるものであり、該当者全員へ自動的に交付されるものではありません。また、申請に当たっては様々な書類を添付する必要があります。今後、ホームルーム毎に「予備調査」を行います。

<保護者の方々へ>

教務旬報は、ホームページでもご覧いただくことができます。モバイルサイト（スマホで閲覧可能）も対応しています。アクセスは以下のアドレスへ

<http://www.kajogakuen-h.ed.jp/htdocs/定時制の課程/生徒・保護者の方へ/>

もしくは、「霞城学園高校」で検索をお願いします。